

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和4年度)

施設 の 名 称	浦の浜漁港の指定施設
指 定 管 理 者 の 名 称	宮城県漁業協同組合
施 設 所 管 部 課 (室)	水産林政部水産業基盤整備課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
平成21年4月 ~ 平成23年3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
平成24年4月 ~ 令和3年3月	直営		
令和3年4月 ~ 令和8年3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	宮城県漁業協同組合
	所在地	宮城県石巻市開成1番27
指 定 期 間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	浦の浜漁港の指定施設	
所 在 地	気仙沼市田尻地先、気仙沼市磯草地先	
設 置 年 月	平成13年10月	
根 拠 条 例 等	漁港管理条例	
設 置 目 的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止することにより、漁港の適正な管理を図るもの。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	m ²
	構 造	
内 容	(田尻防波堤横泊地)延長10m及び幅員10m (磯草B防波堤横泊地)延長12m及び幅員10m (浦の浜棧橋横泊地①)延長30m及び幅員10m (浦の浜棧橋横泊地③)延長40m及び幅員10m	
開 館 (所) 日		
開 館 (所) 時 間	午前 時 分 ~ 午後 時 分	
指 定 管 理 者 が 行 っ てる 業 務 の 範 囲	漁港管理条例第18条 第2号 指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号 指定施設の維持管理に関する業務	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利 用 料 金 の 名 称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和4年度) (A)	前 年 度 (令和3年度) (B)	評価対象年度 (令和4年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	2 隻	2 隻	2 隻	100.0%	100.0%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和4年度) (A)	前 年 度 (令和3年度) (B)	評価対象年度 (令和4年度) (C)		
	2 隻	2 隻	2 隻	100.0%	100.0%
	隻	隻	隻	-	-
	隻	隻	隻	-	-
	隻	隻	隻	-	-
	隻	隻	隻	-	-
合 計	2 隻	2 隻	2 隻	100.0%	100.0%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円、%)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和4年度) (A)	前 年 度 (令和3年度) (B)	評価対象年度 (令和4年度) (C)		
県指定管理料	100	35	60	60.0%	171.4%
利用料金収入				-	-
その他				-	-
収入計 (a)	100	35	60	60.0%	171.4%

(2) 支出

人件費	50	30	50	100.0%	166.7%
施設管理費	50	5	10	20.0%	200.0%
事業運営費				-	-
その他				-	-
支出計 (b)	100	35	60	60.0%	171.4%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	0	0	-	-
前期繰越収支差額				-	-
次期繰越収支差額				-	-

6. 評価対象年度(令和4年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】		
	評価	評価	評価	評価	評価	評価	
①管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務担当職員を指定施設の係留状況によって配置した。 ・担当外職員も漁港に行く場合は、指定施設も注意するよう指示した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・本業務担当職員を4名配置の上、担当外職員が漁港へ行く場合、指定施設の状況確認を徹底したことから、年度事業計画に沿った管理運営体制をとることができた。 		A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
人員体制	正規 4人	非正規 人					
②施設・設備の維持管理業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・浦の浜漁港の指定施設においてプレジャーボートを的確に係留させた。 ・プレジャーボートの無秩序な停係留での漁業者とのトラブルを防止した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボートを指定箇所に的確に係留させたことで漁業者等とのトラブルを防止できたことにより、施設の的確な管理業務を実施することができた。 		A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・指定施設の使用許可申請書受付、許可証の交付、使用料の徴収を行った。 		<ul style="list-style-type: none"> ・使用許可申請書受付、許可証の交付、使用料の徴収等、概ね年度計画通りの運営業務を実施することができた。 		A	各種書類は正しく整理されており、適正に実施されていると認められる。	A
④自主事業の実施							
⑤利用者サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者の協力を得て定期的な清掃を行うと共に、安心して係留できる体制をとった。 		<ul style="list-style-type: none"> ・年度計画通り、定期的な清掃及び安全確認を行うことで利用者サービスの向上に努めた。 		A	施設の清掃及び巡回点検により安全が確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書受付時、使用料徴収時利用者の要望の聴取に努めた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・申請等窓口における利用者の要望聴取に基づき指導対応を行う等により、利用者の苦情・要望等を把握し、それを反映することができた。 		A	窓口対応の際、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応したと認められる。	A
⑦安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回点検時及び利用者への声掛けも行った。 ・緊急の対応が図られるよう漁業者に情報提供や協力体制をお願いした。 		<ul style="list-style-type: none"> ・巡回点検及び声掛けを行うとともに漁業者に情報提供や協力体制を依頼することで安全対策を実施した。 		A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A
⑧県民の平等利用	<ul style="list-style-type: none"> ・住所地に関係なく公平な対応を行った。 		<ul style="list-style-type: none"> ・住所地に関係なく公平な対応を行ったことにより、県民の平等利用を図ることができた。 		A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の保護の重要性を認識し業務を通じて得た個人情報は、個人情報保護法(平成15年法律第57号)及び個人情報保護条例を遵守した 管理業務従事者は下より漁協職員全体には、業務上知りえた個人情報を他に漏らし、また不当に利用しないよう徹底した。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報を保護する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報保護条例を遵守するとともに、管理業務従事者ほか漁協職員全員に個人情報の漏洩及び不当利用防止を徹底することにより、個人情報の保護を図ることができた。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査の結果、個人情報の保護が徹底されていると認められる。 ただし、個人情報(及び情報公開)は個人情報保護方針に基づき対応しており、協定に定める取扱に至っていない。 	B
⑩利用実績	<ul style="list-style-type: none"> 上記「4. 施設利用実績」の通り。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者実績は年度計画通りだった。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。 	A
⑪収支実績	<ul style="list-style-type: none"> 上記「5. 管理運営収支実績」の通り、適正な収支管理に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画と比較し、収入は60%に留まったものの、経費削減に努め収支差額は赤字を回避した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 適正な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。 	A
⑫その他の取組					
総合評価		<ul style="list-style-type: none"> 管理運営基本協定や年度計画を基に指定施設を管理した結果、大きなトラブルが生じることはなかった。利用者の要望に沿った管理運営を行うことができた。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査の結果、概ね適正に実施されたものと認められる。 	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	特になし	適正な施設管理がされているが、指定管理者と意見交換などし、利用者の更なる利便性向上を図っていく必要がある。